

大田市公共交通事業者燃料費高騰緊急支援事業交付金交付要綱

(趣旨・目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響による公共交通機関の利用者の減少に加え、原油等の価格高騰の影響を受ける中、市民生活や経済活動を支える生活交通ネットワークを維持・確保する必要があることから、市長は、交通事業者等に対して、公共交通事業者燃料費高騰緊急支援事業交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付については、大田市補助金等交付規則（平成17年大田市規則第45号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 「タクシー事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- 二 「タクシー」とは、タクシー事業者が一個の契約により自動車を貸し切って旅客を運送する際に使用する定員11人未満の車両をいう。

(交付対象者)

第3条 交付金の交付対象となる者は、次の号に該当する者であって、市内で引き続き公共交通事業を実施する意思があるものとする。

- 一 タクシーを運行するタクシー事業者であって、別表1の1に掲げる者

(交付額等)

第4条 交付金の額は、予算の範囲内において、タクシー事業者にあつては別表1の3に定める額とする。ただし、交付金の算定に当たっては、消費税及び地方消費税額は含まないものとする。なお、交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請及び実績報告)

第5条 交付金の交付を受けようとする者は、事前に協議の上、市長が別に定める日までに、大田市公共交通事業者燃料費高騰緊急支援事業交付金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に必要な書類を添え、市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定により交付申請兼実績報告の提出があつたときは、これを審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定通知及び交付額確定通知（様式第2号）を行うものとする。

(交付決定の取消し及び返還命令)

第7条 市長は、交付申請者の偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けたと認めるとき又は交付申請者がこの要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合は、交付金の交付決定を取消し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(帳簿の保管)

第8条 交付金に関する経費の収支を明らかにした帳簿、書類等を備え、交付金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年2月9日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1

1 交付対象者	大田市内に営業所を有するタクシー事業者
2 交付申請区分	タクシー
3 交付額	タクシー事業における令和4年4月から令和5年3月までの各月助成単価に令和4年4月から令和5年3月までの各月燃料使用量をそれぞれ乗じて得た額の合計額から国土交通省のタクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業で得た助成額（市長が別に定める基準により 算定された額とする。）を減じて得た額に1/2を乗じた額